

石川民医連「定期」健康診断実施規定

2006年1月23日改定
2008年4月16日改定
2009年12月16日改定
2012年4月改定
2014年4月改訂
2015年3月改訂
2016年1月改定
2016年7月改定
2018年2月改定
2018年3月改訂
2019年4月改訂
2021年4月改訂
2022年6月改訂

石川民医連の役員と職員の定期健診及び追加、腰痛、結核、成人、検便健診は、最寄りの県連の医療機関もしくは城北病院健康支援センターで行う。

特殊健診は城北病院健康支援センターが城北病院内、もしくは、出張健康診断として実施する。

城北病院健康支援センター以外の県連医療機関で健診を行う場合も、健康診断の用紙は城北病院健康支援センターの用紙を使用して健康支援センターに送り、コンピューターに入力して統一した用紙で結果を返す。

県連として、統一的経年的に役員と職員の健康診断結果を管理する。

1) 一般健康診断（年1回、対象は全員）

1. 既往歴、業務歴、生活習慣、自覚症状等の調査（各自記入）
2. 計測：体重、視力（5m）、聴力（オーディオメーター）、血圧、腹囲（35歳、40歳以上）
3. 尿検査：蛋白、糖、潜血
4. 胸部X線（正面）
5. 心電図（35歳以上）
6. 診察：自覚症状、他覚症状の検査
7. 血液検査：血算、血糖（HbA1c）、GOT、GPT、 γ -GTP、TG、HDL-C、LDL-C
8. 血液検査の追加
（透析室勤務者）：年1回 HBs抗原、HBs抗体、HCV抗体
（採血、注射、観血的処置や血液汚染物に接する者）：HBs抗体、HCV抗体
（3年に1回程度行う）

9. 腰痛：自覚症状の有無

「腰が痛い」が「よくある」と回答した者は「腰痛調査票」を提出

2) 追加健診（定期健診と定期健診の中間に年1回、対象は深夜勤務・電離放射線・有機溶剤・ホルムアルデヒド業務に従事する者）

1. 既往歴、業務歴、生活習慣、自覚症状等の調査（各自記入）
2. 計測：体重、血圧、視力、聴力（オーディオメーター）
3. 尿検査：蛋白、糖、（潜血）

4. 診察：自覚症状、他覚症状の検査
5. 35歳以上に対する心電図、血液は省略可

前回の定期健診結果が「要受診」で、この追加健診までに受診していない場合は前回の精査(保険診療)を同時に行う。

3) 成人健診 (対象は石川民医連各法人の健康保険本人)

1. 血液検査等の追加 (年1回、対象は40歳以上全員)

血糖、ALP、UA、Cr、PSA (男性のみ)、便ヒトヘモグロビン (2回法)、

2. 胃内視鏡検査または胃透視検査 (年1回、対象は40歳以上全員)

3. 腹部超音波検査 (年1回、対象は40歳以上で希望するもの)

4. 精密眼底検査 (年1回、対象は40歳以上全員)

5. マンモグラフィー (2年に1回30歳以上の偶数年齢の女性の希望者)

ただし、妊娠中や授乳中など被曝を避ける必要がある場合は乳腺エコーを実施する。

6. 骨密度 (30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳の女性の希望者) 50歳と60歳は股関節骨密度検査を追加する。

7. 子宮頸部細胞診 (20歳以上の偶数年齢の女性の希望者)

④1.項目2～7について、以前の健康診断や保険診療で所見の認められた項目について、受診者が石川民医連共済組合員の場合は保険診療での経過観察を優先する。但し、項目2について協会けんぽ生活習慣病予防健診として実施する場合を除く。

④2.項目2～6のうち、城北病院以外の県連医療機関で実施できない項目は、城北病院で実施する。

④3.項目7について、城北診療所婦人科予約枠の関係で、金沢北ブロック内事業所及びヘルスプランニング金沢の職員は城北診療所で実施し、その他の事業所職員は最寄りの医療機関で受診する。

4) 検便 (月1回、対象は給配食業務に従事する栄養士、調理師、調理員)

1. 県連医療機関で実施し、結果を各事業所・担当部署で保管する。
2. 検査は、サルモネラ菌・赤痢菌・病原性大腸菌を行う。

5) 特殊健診 (6ヶ月に1回、追加健診を同時に実施する)

A. 電離放射線健診

(対象は放射線の被曝を受ける業務に就く放射線技師、医師、看護師、検査技師、言語聴覚士等)

各医療機関で被曝量管理者を決め、健診前に全員の被曝量を確認し、電離健診個人票の「前回の健康診断後に受けた線量当量」の欄に記載する。

1. 業務歴、被曝放射線量、自覚症状等の調査

2. 診察：全身的な所見、過去1年間の被曝5msV/年以上の者と、水晶体の等価線量が20msV/年以上の者は水晶体と皮膚の変化を追加する。

3. 検査：過去1年間の被曝5msV/年以上の者は血算、血液像を追加する。

B. 有機溶剤健診 (対象はキシレン等の有機溶剤を使用する病理)

1. 業務歴、有機溶剤の種類と使用量、自覚症状等の調査

2. 診察：知覚や腱反射の異常、平衡感覚の異常など

3. 尿中有機溶剤代謝物の測定

C. 特定化学物質健診 (対象はホルムアルデヒド等を使用する病理)

1. 業務歴、特化物の種類と(予定)使用量、自覚症状等の調査
2. 自覚症状の調査：皮膚疾患、呼吸器疾患、アレルギー症状などの有無